

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構とすること。

三 機構の目的

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、沖縄振興計画に基づく沖縄振興特別措置法に規定する大学院を置く大学（以下「大学院大学」という。）の設置の準備と併せて、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基

盤の整備を図り、もつて沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすること。

四 事務所

機構は、主たる事務所を沖縄県に置くこと。

五 資本金

機構の資本金は、附則第二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のこと、政府及び沖縄の地方公共団体は、機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができることなど、資本金に関する所要の規定を設けること。

六 名称の使用制限

機構でない者は、沖縄科学技術研究基盤整備機構という名称を用いてはならないものとすること。

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、理事一人を置くことができるものとすること。

二 理事の職務及び権限等

理事は、理事長を補佐して機構の業務を掌理すること、通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、原則として理事とすることなど、理事の職務及び権限等について所要の規定を設けること。

三 理事長の任命

内閣総理大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第三の一の1の運営委員会の意見を聴かなければならないものとすること。

四 役員の任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。

五 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。

第三 運営委員会

一 運営委員会の設置及び権限

1 機構に、運営委員会を置くこと。

2 業務方法書や中期計画の作成又は変更は、運営委員会の議を経なければならないこととすること。

3 運営委員会は、第二の三の理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、及び機構の業務の実施状況を監視すること。

4 運営委員会は、2及び3に掲げるもののほか、機構の業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は大学院大学の在り方その他必要と認める事項について理事長に建議することができること。

一 運営委員会の組織

運営委員会は、委員十五人以内をもつて組織すること。

二 委員

1 委員は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

2 委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

第四 業務等

一 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

- 1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。
- 2 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
- 4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 5 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 6 大学院大学の設置の準備を行うこと。
- 7 1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 積立金の処分

- 1 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金

額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとすること。

2 内閣総理大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとすること。

3 機構は、1の積立金の額から内閣総理大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとすること。

第五 雜則

一 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣（第四の一の6に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）については内閣総理大臣及び文部科学大臣）、内閣府及び主務大臣が発する命令とすること。

二 独立行政法人評価委員会の意見の聴取

1 第四の一の6に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る通則法の規定の適用については、

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び文部科学省の独立行政法人評価委員会」とすること。

- 2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、1に掲げる業務に係る通則法に基づく評価又は勧告をしようとするときは、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならないものとすること。

三 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないものとすること。

四 機構の解散

- 1 機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとすること。
- 2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとすること。

第六 罰則

所要の罰則規定を設けること。

第七 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 権利義務の承継等

機構の成立の際、第四の一に掲げる業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち必要なものは、機構の成立の時において機構が承継するものとすることなど、所要の規定を設けること。

三 名称の使用制限に関する経過措置

この法律の施行の際現に沖縄科学技術研究基盤整備機構という名称を使用している者については、第一の六を、この法律の施行後六月間は、適用しないものとすること。